

議案第 3 4 号

専決処分の承認を求めることについて

(向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する
条例)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例）したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定
により、次のとおり専決処分する。

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日

向日市長 安 田 守

条例第 17 号

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

(向日市税条例の一部改正)

第 1 条 向日市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

1 3 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。

附則第 15 条の 3 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 23 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 向日市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 6 1 条又は第 6 2 条」を「第 6 3 条又は第

64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第13項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(向日市都市計画税条例の一部改正)

第3条 向日市都市計画税条例(昭和42年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第4条 向日市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市税条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～12 略</p> <p><u>1.3 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p>第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～12 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

向日市税条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 法附則<u>第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 法附則<u>第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>

向日市都市計画税条例の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項<u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。</p>

向日市都市計画税条例の一部改正（第4条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>